

県外産業廃棄物の市内最終処分協議書

(あて先) 千葉市長

住所
排出事業者 電話番号
氏 名 印
(法人にあっては主たる
事業所の所在地, 名称
及び代表者の氏名)

千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により次のとおり関係書類を添えて協議します。

排出事業場	名 称			
	所 在 地			
	産業廃棄物管理責任者の氏名			
発注者 (排出事業場が建設工事現場である場合に限る)	氏 名			
	住 所			
	代 表 者			
市内最終処分をする産業廃棄物	種 類			
	数量 (単位)	()	()	()
市内最終処分を行う期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
市内 内の 最受 託者	産業廃棄物収集・運搬業者	氏 名		
		住 所		
		許 可 番 号	市内	
最終託 処者	産業廃棄物処分業者	氏 名		
		住 所		
		許 可 番 号		
運搬先の産業 廃棄物処理施設	名 称			
	所 在 地			
	処 分 の 方 法	1 安定型 2 管理型 3 遮断型		
市内最終処分を行おうとする理由				

受 付 印

1. 市内最終処分をする産業廃棄物の数量は、m³, t, kg, kl の内該当するものを記載すること。
2. 市内最終処分をする産業廃棄物が混合廃棄物である場合は、その内訳を記載すること。
3. 収集・運搬業者が複数の場合は、別紙に記載すること。
4. 市内最終処分を自ら行おうとする場合は、その旨を市内最終処分の受託者欄に記載すること。
5. 運搬先の産業廃棄物処理施設が複数の場合は、産業廃棄物処理施設ごとに協議書を提出すること。